

第3章 消防用設備等の設置単位

第7 小規模特定用途複合防火対象物

1 小規模特定用途複合防火対象物の判定

規則第 13 条第 1 項第 2 号に規定する「小規模特定用途複合防火対象物」の判定の例は、**第 7-1 図**（例 1）及び（例 2）のとおり。

また、みなし従属の取り扱いにより非特定用途防火対象物と判定する例は、**第 7-1 図**（例 3）のとおり。

2 消防用設備等の設置単位の取扱い

小規模特定用途複合防火対象物における消防用設備等の設置単位の取扱いは、次による。

(1) 屋内消火栓設備等の非常電源に関する事項

省令第 12 条第 1 項第 4 号の規定にかかわらず延べ面積が 1,000 m²以上の小規模特定用途複合防火対象物において、屋内消火栓設備の非常電源として非常電源専用受電設備を設置して差し支えない。

また、省令第 12 条第 1 項第 4 号の規定の例によることとされているスプリンクラー設備等の非常電源についても、同様の取り扱いとする。（**第 7-2 図**参照）

(2) スプリンクラー設備を設置することを要しない部分

省令第 13 条第 1 項第 2 号に規定する「小規模特定用途複合防火対象物の次に掲げる部分以外の部分で 10 階以下の階に存するもの」の例は、**第 7-3 図**のとおり。

(3) 自動火災報知設備の感知器、地区音響装置及び発信機（この項において「感知器等」という。）を設けることを要しない部分

省令第 23 条第 4 項第 1 号への解釈は、**第 7-4 図**のとおり。この場合において、自動火災報知設備の感知器を設けることを要しない部分については、地区音響装置及び発信機についても設けることを要しない。

(4) 特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができる部分（特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年 12 月 26 日総務省令第 156 号）第 2 条第 1 号口かっこ書きの解釈

(16)項イの防火対象物のうち、延べ面積が 300 m²以上の小規模特定用途複合防火対象物であって、次のア及びイに掲げる防火対象物の用途に供される部分及び(3)の感知器等を設けることを要しない部分に該当する部分のみで構成され、これらの部分以外の部分が存しないものについては、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができる。（**第 7-5 図**参照）

ア (2)項二、(5)項イ並びに(6)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物

イ (6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

(5) 特定一階段等防火対象物の取扱い

第 7-6 図及び**第 7-7 図**に示すとおり、小規模特定用途複合防火対象物は、省令第 23 条第 4 項第 7 号へに規定する特定一階段等防火対象物の適用を受けない。

(6) 小規模特定用途複合防火対象物における避難器具の設置個数の減免

省令第 26 条第 6 項各号の解釈は、**第 7-8 図**のとおり。

(7) 誘導灯を設置することを要しない部分（省令第 28 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 2 項第 4 号関係）

省令第 28 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 2 項第 4 号の例は、**第 7-9 図**のとおり。

なお、(9)項ロに掲げる防火対象物は、政令第 26 条第 1 項の規定により、地階、無窓階及び 11 階以上の階以外の部分にも誘導灯の設置が義務付けられていることから、(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物及び(9)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分のみからなる小規模特定用途複合防火対象物には、当該規定は適用できない。（**第 7-10 図**参照）

(8) その他

ア 消防法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 333 号）施行の際、現に存する小規模特定用途複合防火対象物（(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）及び現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の小規模特定用途複合防火対象物は政令第 12 条第 1 項第 3 号に掲げる防火対象物に該当する場合があるが、同項第 1 号に掲げる防火対象物に該当する複合用途防火対象物の部分と同様に、令和 7 年 6 月 30 日までの間は、スプリンクラー設備の設置を猶予して差し支えない。

イ (5)項ロに掲げる用途に供する部分のみで構成されている防火対象物の一部の住戸を宿泊施設として使用する場合、当該宿泊施設の床面積が、当該防火対象物の延べ面積の 10 分の 1 以下であり、かつ、300 m²未満で

第3章 消防用設備等の設置単位

第7 小規模特定用途複合防火対象物

あれば、省令第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物に該当することから、省令第28条の2第1項第5号の規定により、地階、無窓階及び11階以上の部分以外の部分には誘導灯の設置を要しないと解して差し支えない。

ウ (5)項口に掲げる用途に供する部分のみで構成されている防火対象物の一部の住戸を宿泊施設として使用することにより、同表(16)項イに掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物を除く。）となる場合であっても、次に掲げる要件を満たすものは、政令第32条の規定を適用し、当該宿泊施設の存する階のみに誘導灯を設置することで足りると解して差し支えない。

なお、当該防火対象物は地階、無窓階及び11階以上の階が存しないものとする。

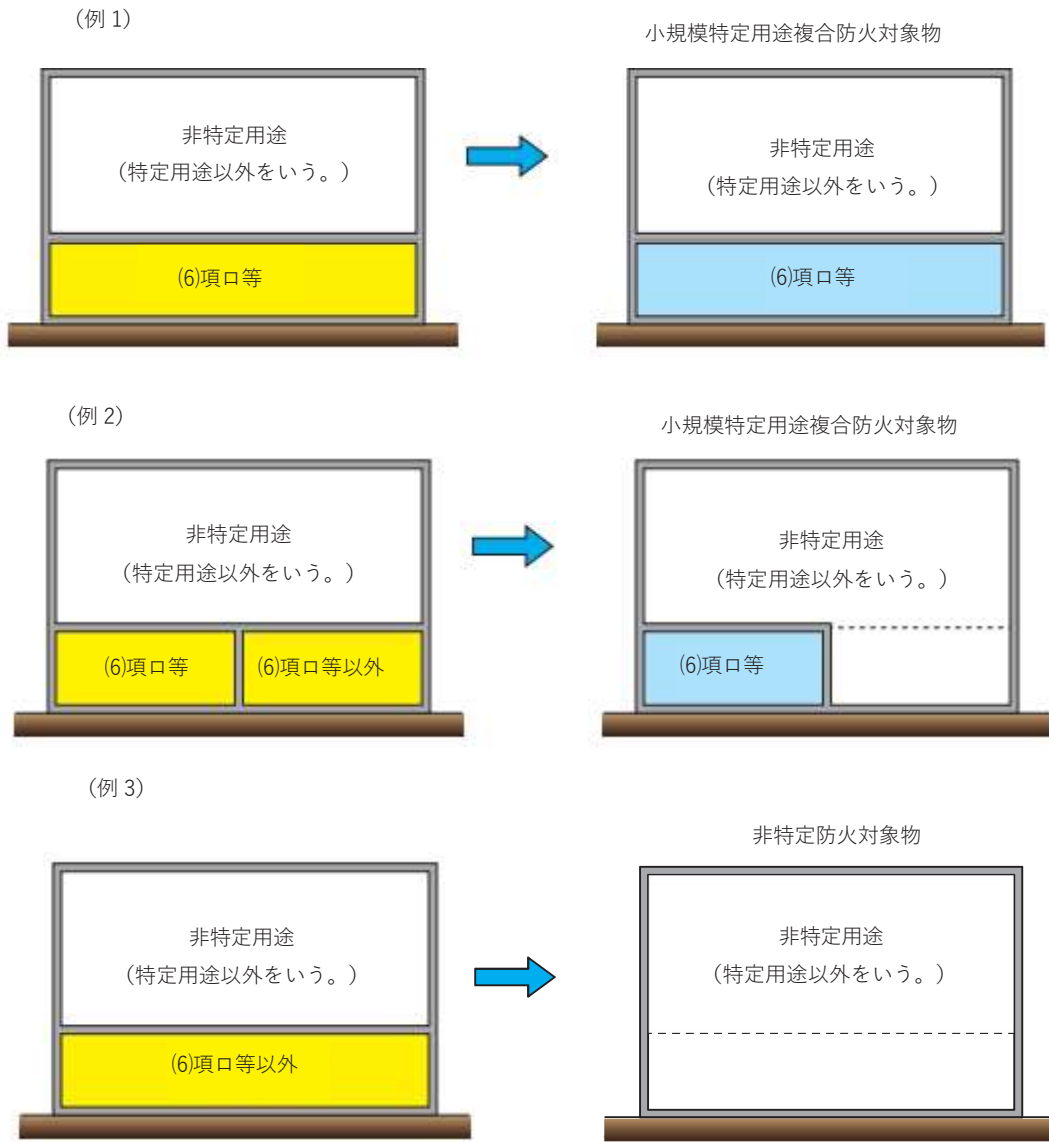
(ア) 特定主要構造部が耐火構造である。

(イ) 住戸（宿泊施設として使用される部分を含む。3及び4において同じ。）は耐火構造の壁及び床で、200㎡以下に区画する。

(ウ) 住戸と共用部分を区画する壁に設ける開口部は、防火設備（主たる出入口に設けるものは、随時開くことができる自動閉鎖装置付の防火戸に限る。）とする。

(エ) 3の開口部の面積の合計は、一の住戸につき4㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が2㎡以下である。

第3章 消防用設備等の設置単位
第7 小規模特定用途複合防火対象物

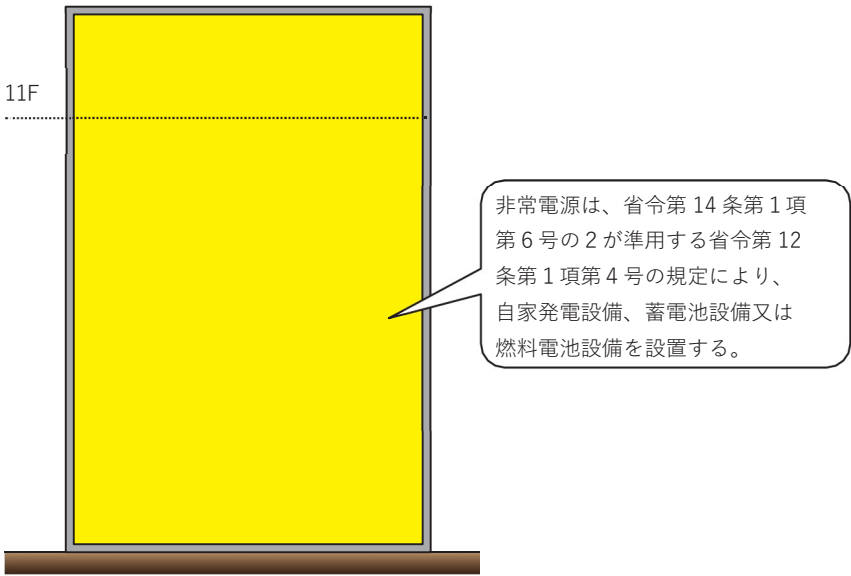


 : 特定用途の床面積の合計が^a10%以下、かつ、300 m²未満

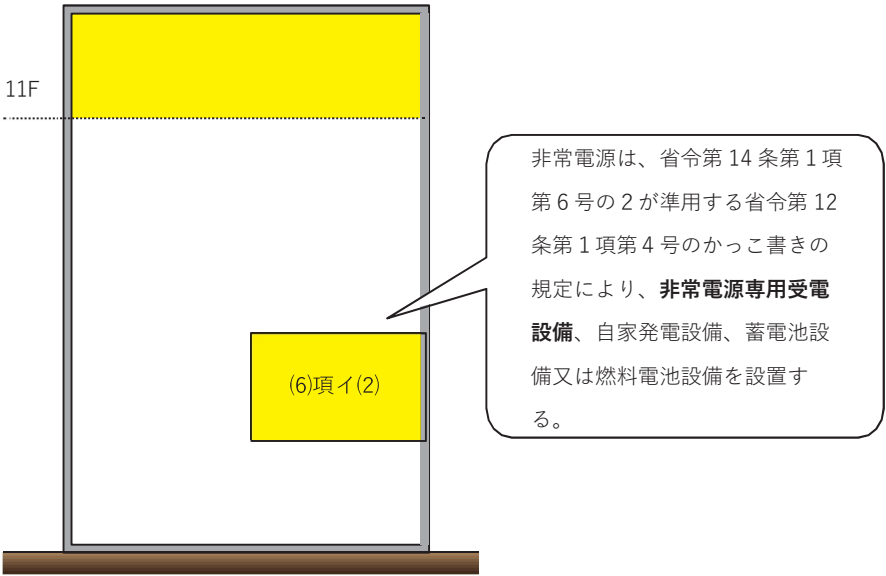
第7-1図

第3章 消防用設備等の設置単位
第7 小規模特定用途複合防火対象物

(複合用途防火対象物 (16)項イ) 延べ面積 1,000 m²以上)



(小規模特定用途防火対象物 (16)項イ) 延べ面積 1,000 m²以上)

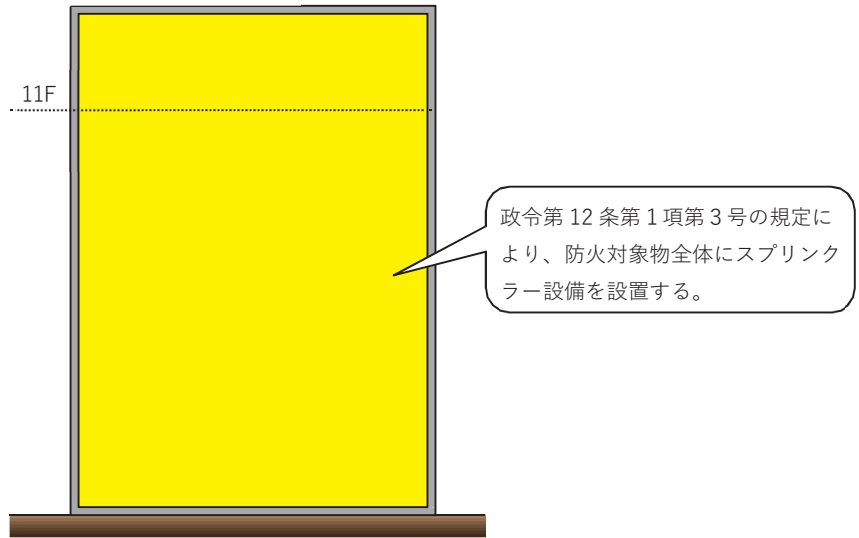


- : スプリンクラー設備の設置を要する部分
□ : スプリンクラー設備の設置を要しない部分

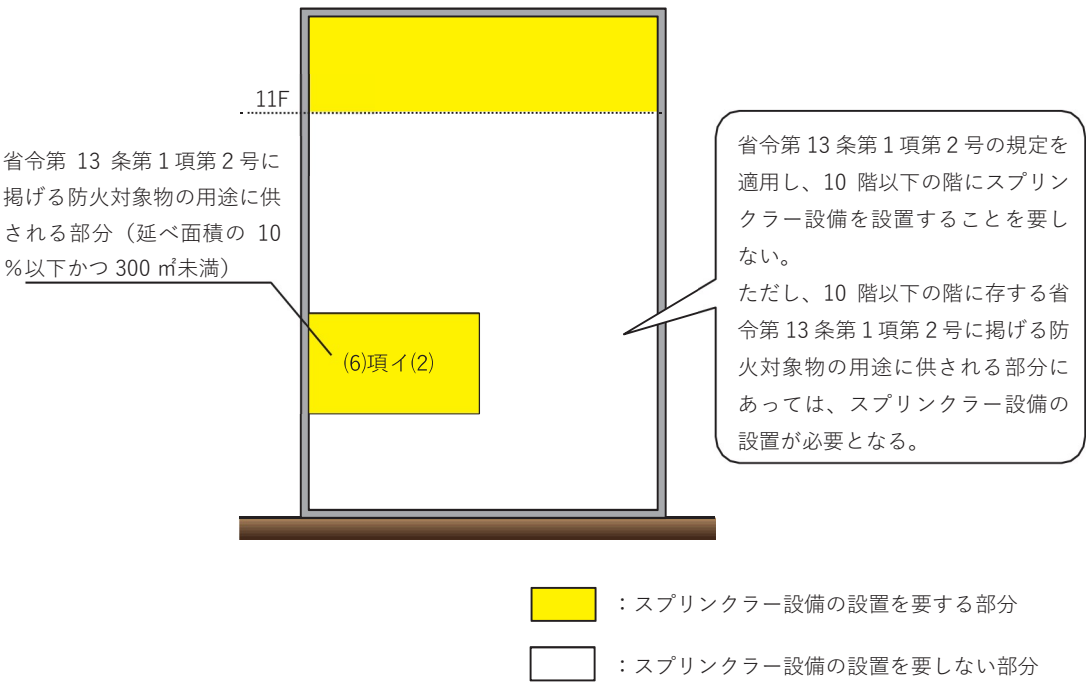
第7-2 図

第3章 消防用設備等の設置単位
第7 小規模特定用途複合防火対象物

(複合用途防火対象物 (16)項イ)



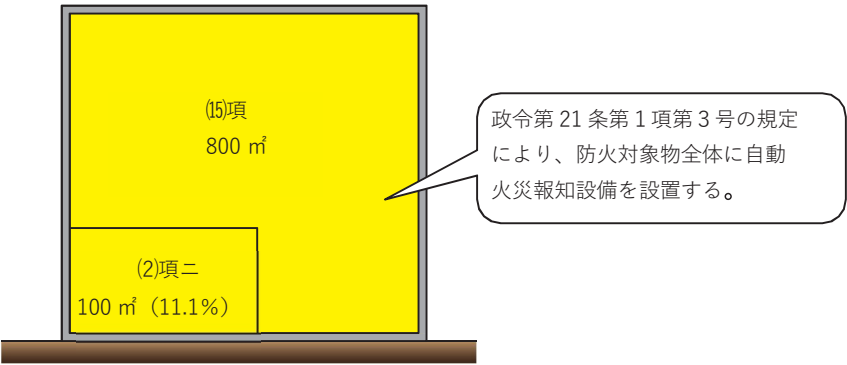
(小規模特定用途複合防火対象物 (16)項イ)



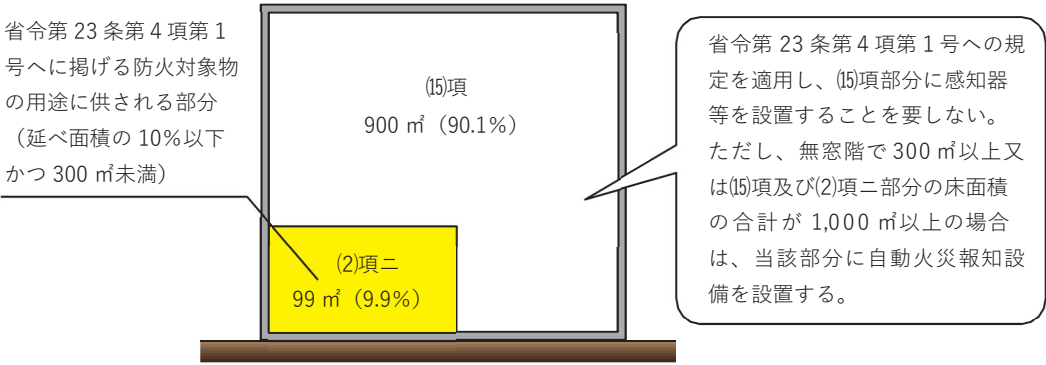
第 7-3 図

第3章 消防用設備等の設置単位
第7 小規模特定用途複合防火対象物

例 1（複合用途防火対象物（(16)項イ））

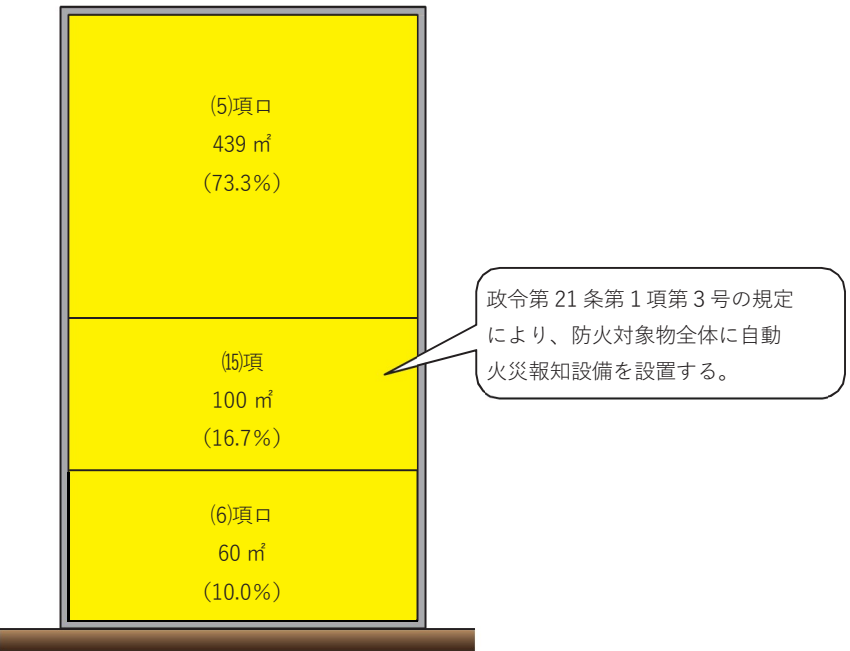


（小規模特定用途複合防火対象物（(16)項イ））



■ : 自動火災報知設備の設置を要する部分
□ : 感知器等の設置不要部分

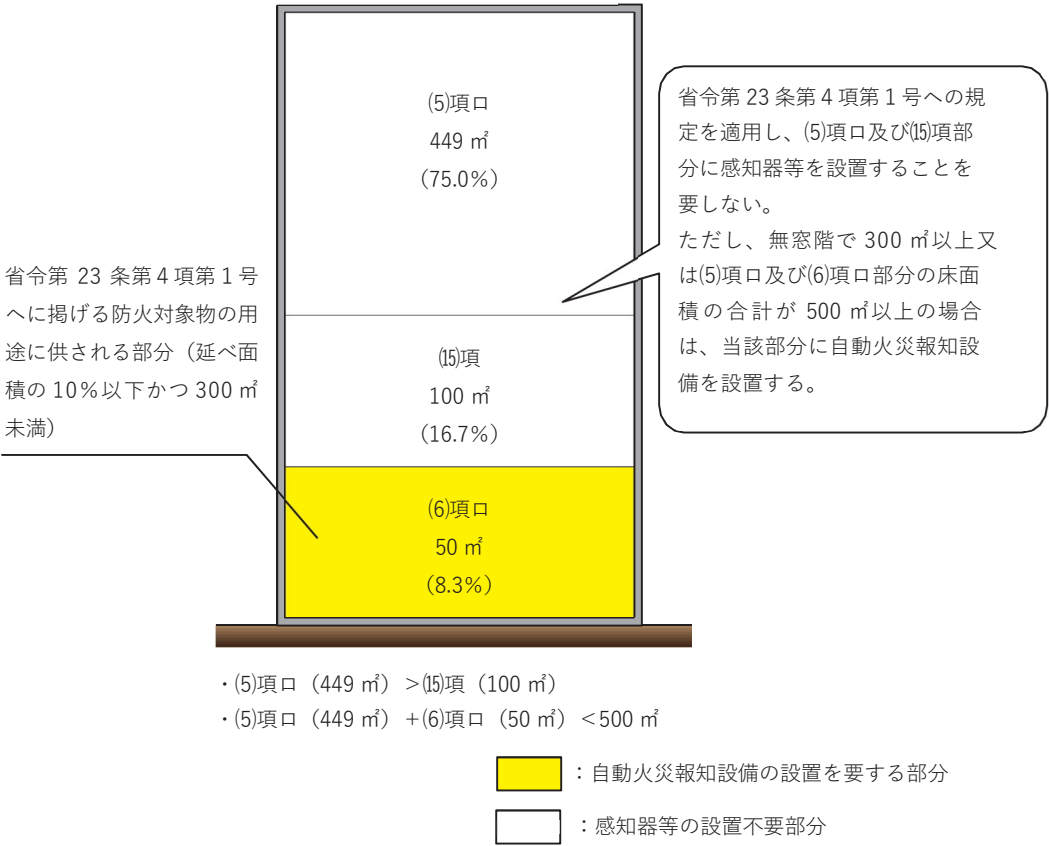
例 2（複合用途防火対象物（(16)項イ））



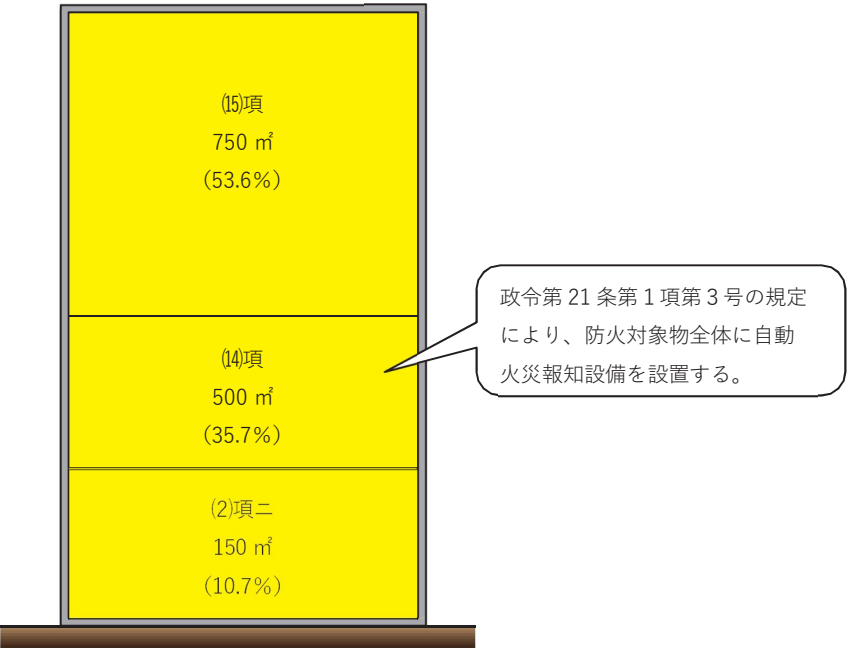
第3章 消防用設備等の設置単位

第7 小規模特定用途複合防火対象物

(小規模特定用途複合防火対象物 (16)項イ))



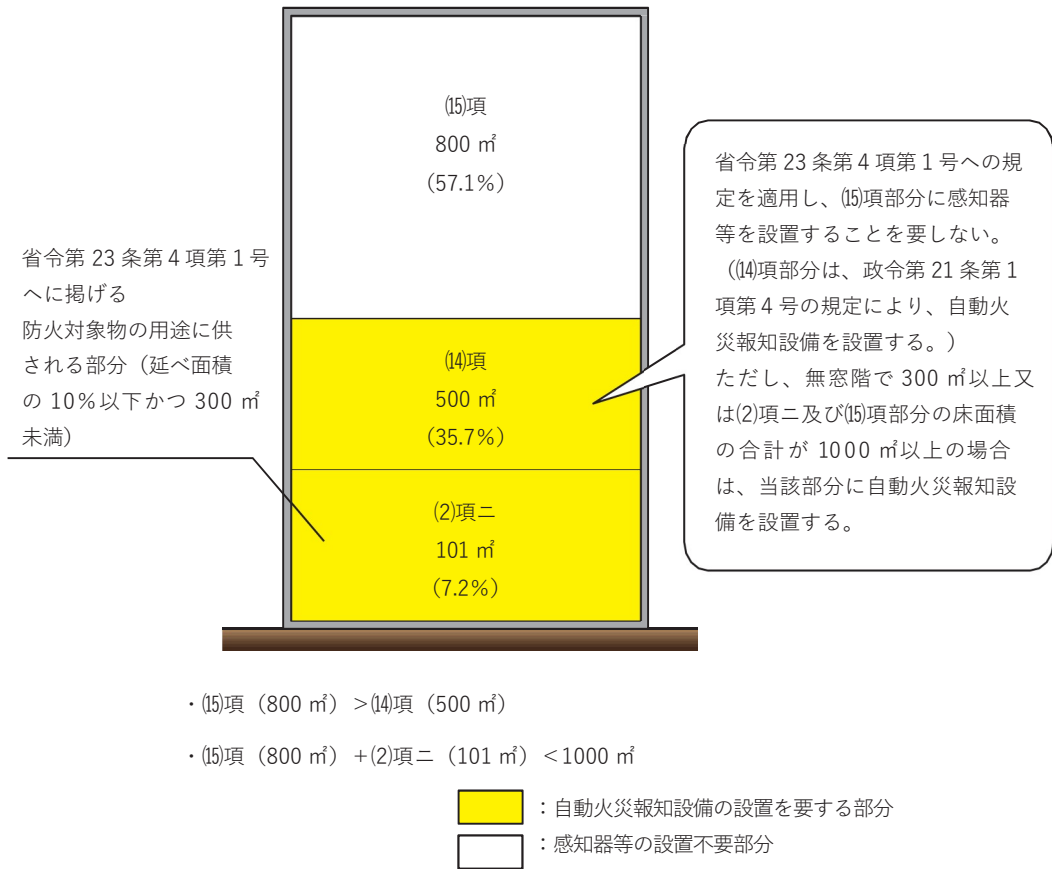
例 3 (複合用途防火対象物 (16)項イ))



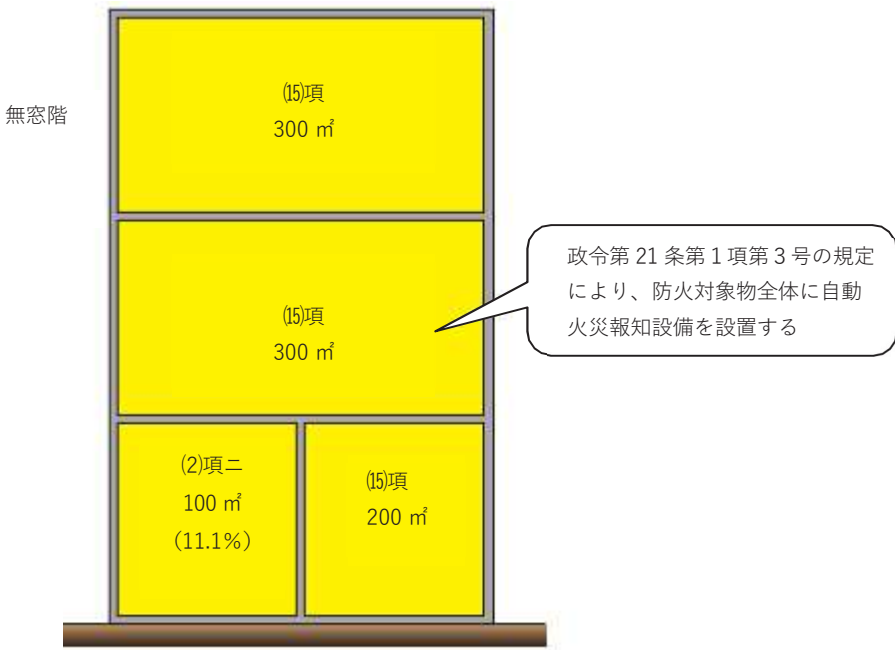
第3章 消防用設備等の設置単位

第7 小規模特定用途複合防火対象物

(小規模特定用途複合防火対象物 (16)項イ)

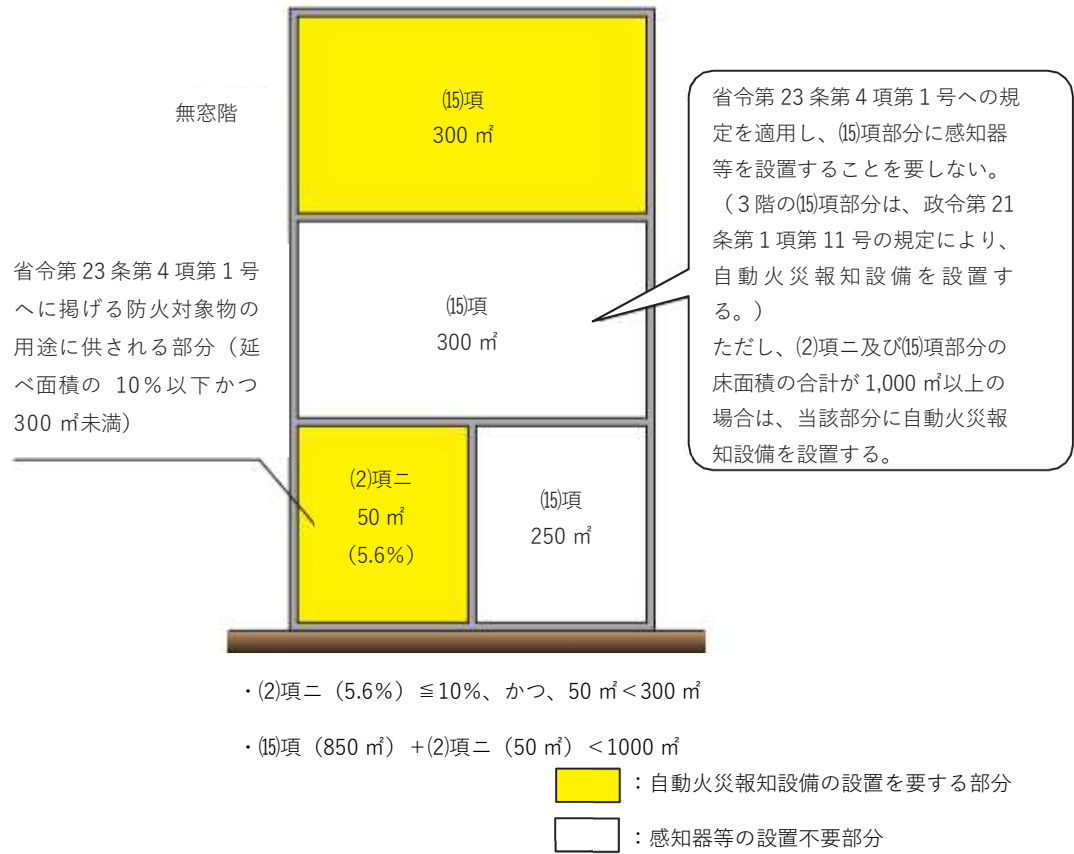


例4 (複合用途防火対象物 (16)項イ)



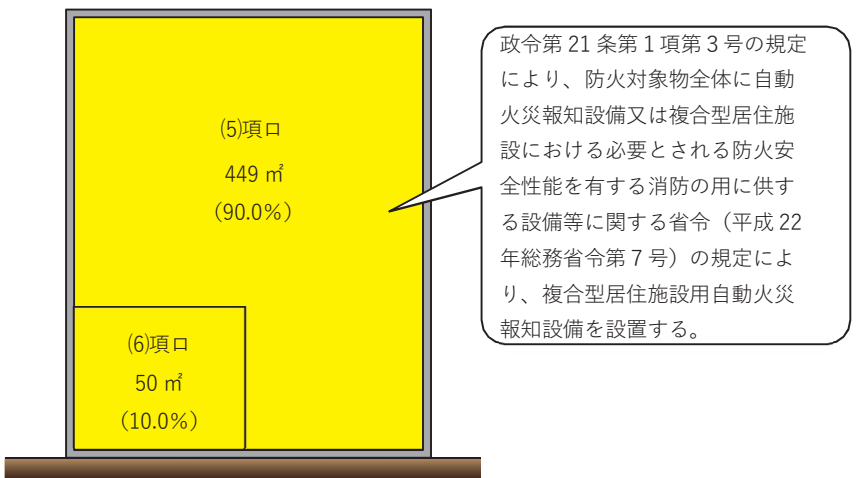
第3章 消防用設備等の設置単位
第7 小規模特定用途複合防火対象物

(小規模特定用途複合防火対象物 (16)項イ))



第7-4図

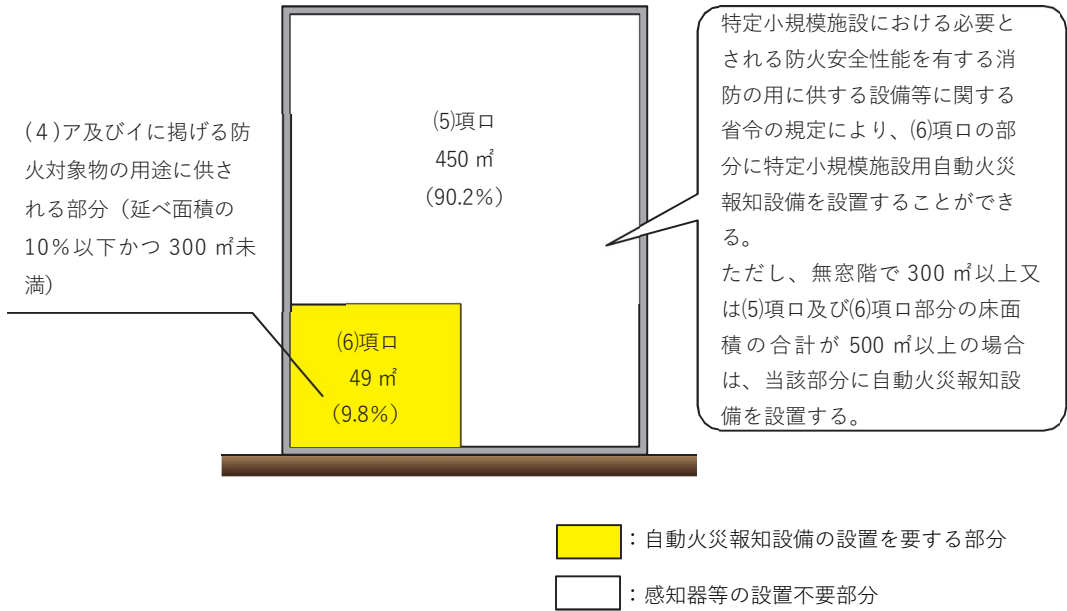
(複合用途防火対象物 (16)項イ))



第3章 消防用設備等の設置単位

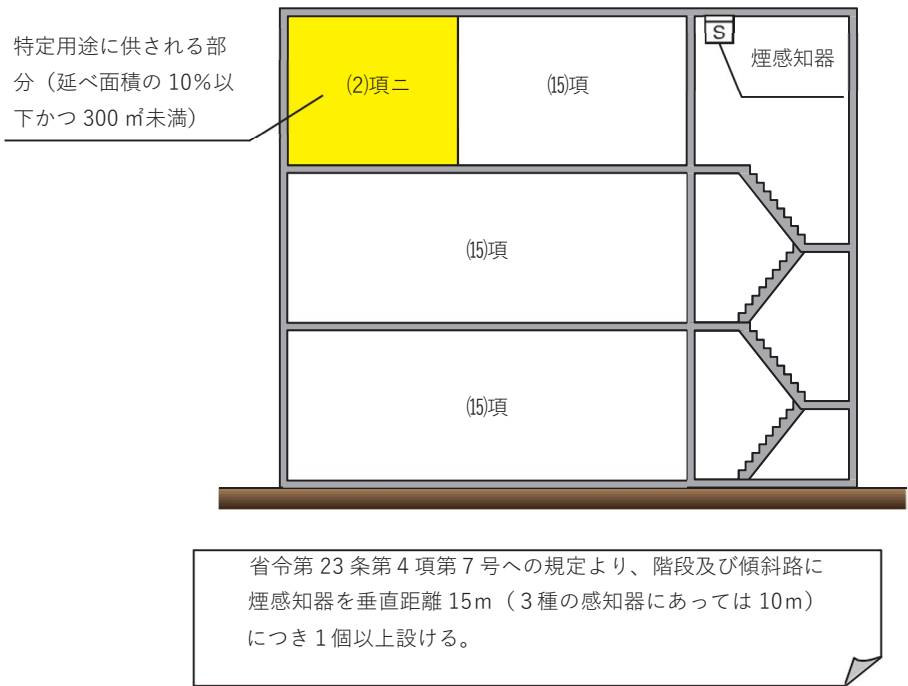
第7 小規模特定用途複合防火対象物

(小規模特定用途複合防火対象物 (16)項イ)



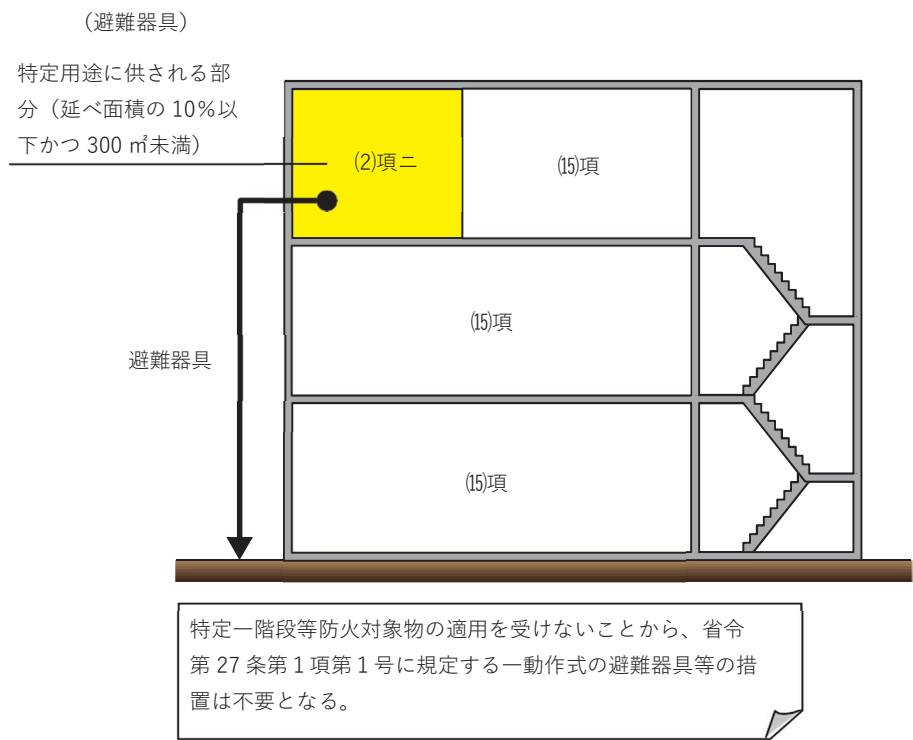
第7-5 図

(自動火災報知設備)



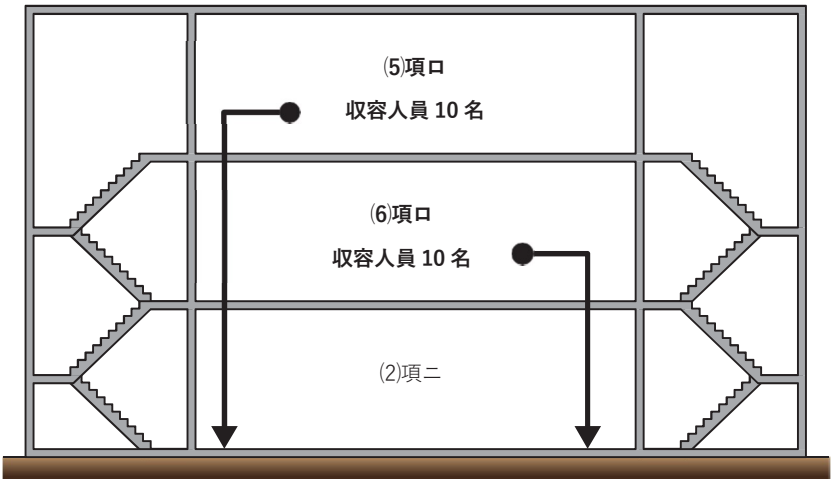
第7-6 図

第3章 消防用設備等の設置単位
第7 小規模特定用途複合防火対象物



第7-7図

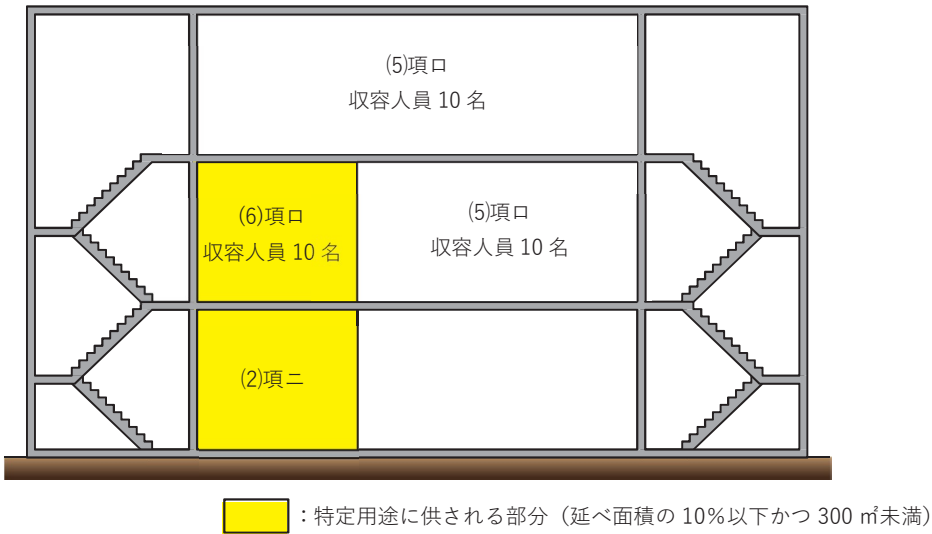
例1 (複合用途防火対象物 (16)項イ)



太字 : 避難器具の設置を要する部分

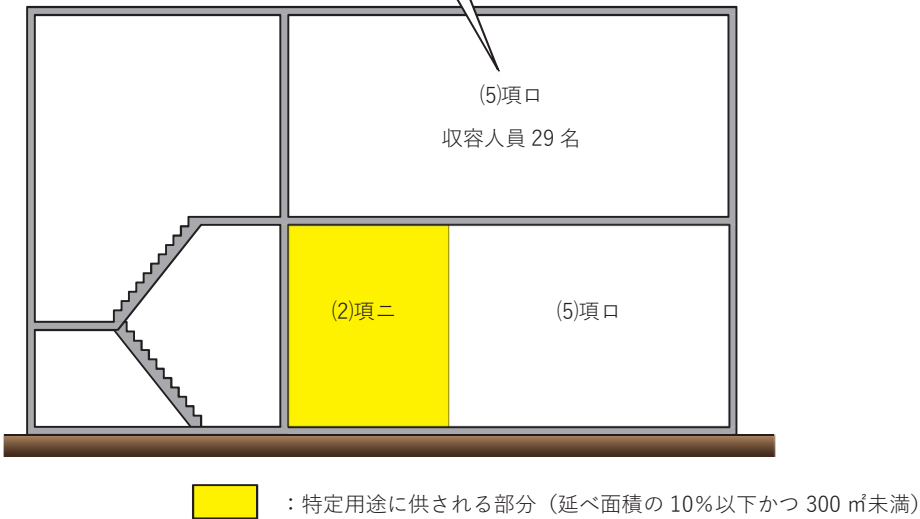
第3章 消防用設備等の設置単位
第7 小規模特定用途複合防火対象物

(小規模特定用途複合防火対象物 (16)項イ)



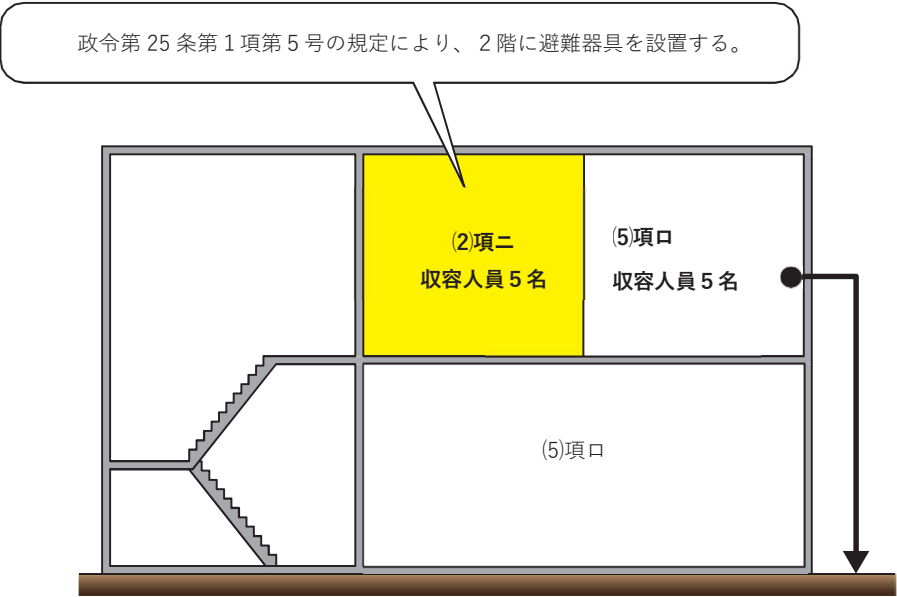
例 2 (小規模特定用途複合防火対象物 (16)項イ)

省令第 26 条第 6 項の規定を適用し、(5)項口部分に避難器具を設置することを要しない。
ただし、2 階に(2)項及び(3)項部分が存する場合は、収容人員の合計が 10 人以上の場合は、
当該部分に避難器具を設置する。



第3章 消防用設備等の設置単位
第7 小規模特定用途複合防火対象物

例3（小規模特定用途複合防火対象物（16項イ））

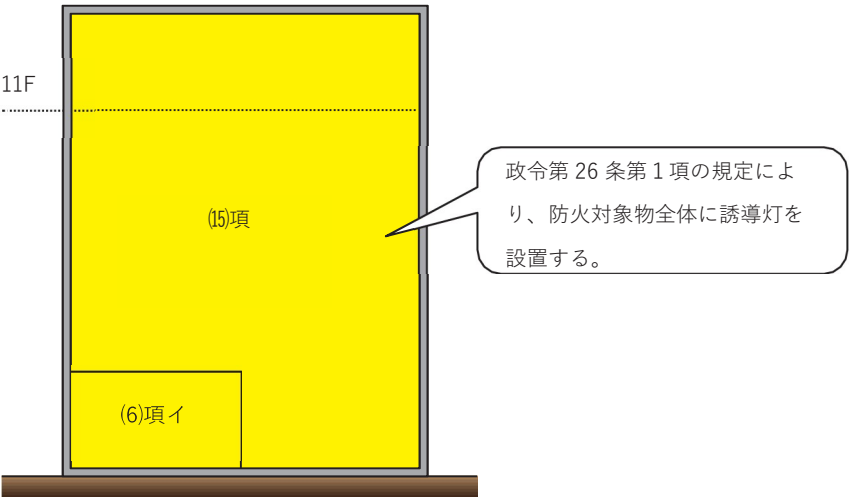


太字：避難器具の設置を要する部分

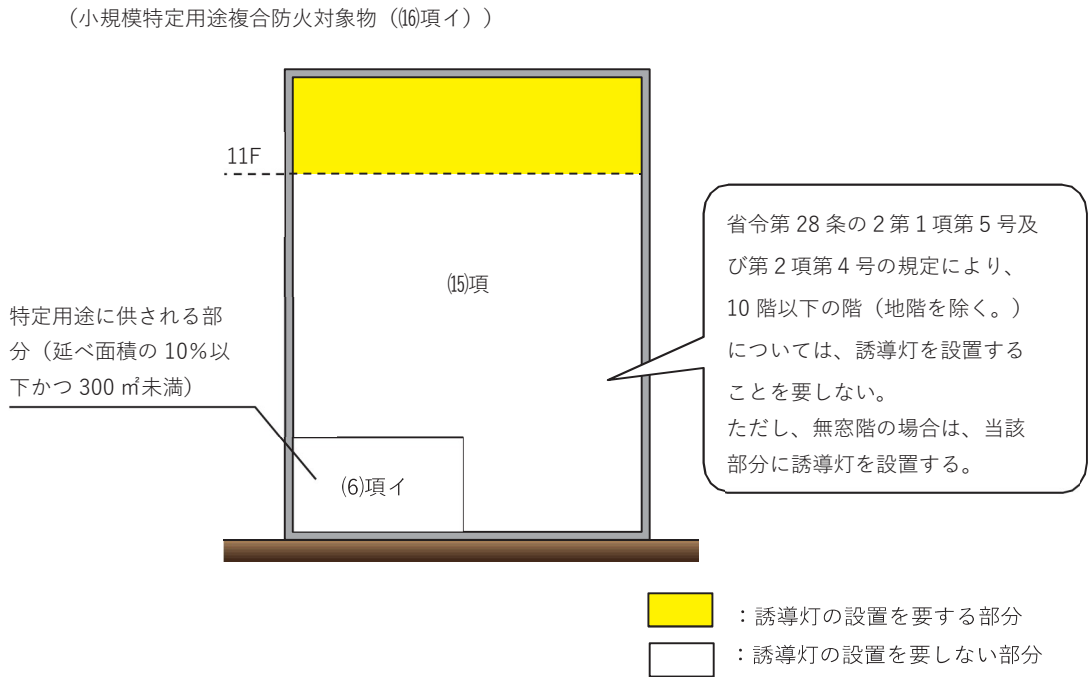
黄色：特定用途に供される部分（延べ面積の10%以下かつ300㎡未満）

（複合用途防火対象物（16項イ））

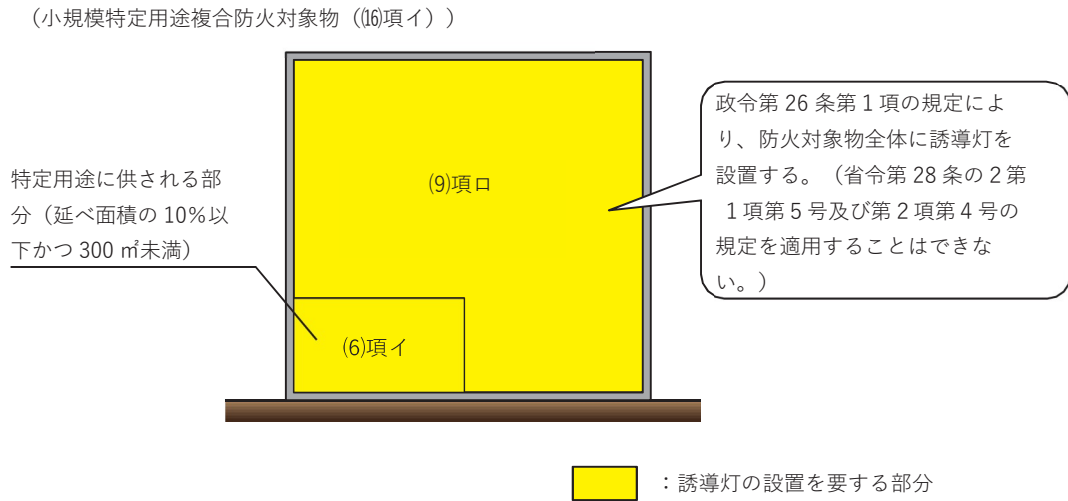
第7-8図



第3章 消防用設備等の設置単位
第7 小規模特定用途複合防火対象物



第7-9図



第7-10図